環境市民厚生常任委員会

日　時　　令和５年１２月１２日（火）　　午前１０時００分　～
場　所　　全員協議会室

１　開　議

２　請願審査（意見陳述・質疑～採決）
（１）物価高騰に見合う年金支給を求める請願（意見陳述）
（２）建設アスベスト被害の全面解決へ向けた意見書の提出に関する請願（意見陳述）

３　議案審査
【市立病院】
（１）第７号議案　令和５年度亀岡市病院事業会計補正予算（第１号）

【環境先進都市推進部】
（１）第１号議案　令和５年度亀岡市一般会計補正予算（第５号）

【市民生活部】
（１）第１号議案　令和５年度亀岡市一般会計補正予算（第５号）
（２）第12号議案　亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
（３）第２号議案　令和５年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
（４）第４号議案　令和５年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

【こども未来部】
（１）第１号議案　令和５年度亀岡市一般会計補正予算（第５号）
（２）第13号議案　亀岡市立認定こども園条例及び亀岡市立保育所条例の一部を改正する等の条例の制定について

【裏面あり】

（３）第14号議案　亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【健康福祉部】
（１）第１号議案　令和５年度亀岡市一般会計補正予算（第５号）
（２）第３号議案　令和５年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

４　討　論～採　決

５　議会だよりの掲載事項について

６　行政報告
（１）第３期亀岡市地域福祉計画中間見直しについて（健康福祉部）
（２）第７期亀岡市障がい福祉計画の策定について（健康福祉部）
（３）亀岡市いきいき長寿プランの策定について（健康福祉部）
（４）第２期亀岡市自殺対策計画の策定について（健康福祉部）

７　その他

請　　願　　書

紹介議員

三上　泉

片山輝夫

大西陽春

件名

物価高騰に見合う年金支給を求める請願

請願の要旨

国に対して、物価高騰に見合う年金の支給を求める意見書を提出してください。

請願の理由

２０２３年度の年金は6月支給分から１．９%の増額（６８歳以上）となりました。しかし、前年の物価変動は２．５%増であり、実質０．６%も削減された改定でした。総務省の発表する物価変動率には生活必需品以外の価格変動も算入されており、年金受給者の生活実感とは大きな隔たりがあります。　総務省の発表によると、２０２３年１月の消費者物価指数は４．３%上昇、前年同月比で食料品７．３%光熱費２０%以上増とされています。その後１０月まで食品だけでも４万品目以上の値上げになっていて、食料品の直近の指数は８．９%増（前年同月比）になっています。年金額１．９%の増額では、異常な物価上昇には追いつきません。医療・介護保険料の負担増も相まって、年金生活者の生活は悪化するばかりです。生きる糧としての食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な状況をもたらしています。

年金削減は高齢者の購買力をいちじるしく低下させています。年金を物価高騰に見合った水準に戻すことで高齢者の消費が増え、ひいては地域経済の活性化につながります。政府に対して特別の措置を講ずるよう「年金生活者」の声を届けてください。

地方自治法第１２４条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

令和５年１１月　２７日

亀岡市議会議長　　菱田　光紀　様

請願者（団体）

亀岡市余部町上条１３　亀岡教育会館

全日本年金者組合亀岡支部

支部長　小[redacted]

物価高騰に見合う年金支給を求める意見書

２０２３年度の年金は６月支給分から１．９％増額（６８歳以上）されましたが、前年の物価変動は２．５％増であり、実質０．６％削減された改定でした。今年度になってからも物価高騰は続き、高齢者の生活費の中心である食料品の値上げは８．９％増（前年同月比）、光熱費は２０％以上増となっています。さらに医療費や介護保険料の負担増も相まって、年金受給者の生活は悪化するばかりです。

年金削減は高齢者の購買力をいちじるしく低下させています。年金を物価高騰に見合う水準に戻すことで高齢者の消費が増え、ひいては地域経済の活性化につながり、「経済成長と適正な物価高の好循環」の一助ともなります。

よって政府におかれては、下記の事項を実現されますよう要望します。

記

１．高齢者が安心して暮らせるよう、物価高騰に見合う年金を支給すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和５年１２月　　日

亀岡市議会議長　菱田　光紀

内閣総理大臣　岸田　文男　様
財　務　大臣　鈴木　俊一　様
厚生労働大臣　武見　敬三　様
衆議院議長　　額賀福志郎　様
参議院議長　　尾辻　秀久　様

２０２３－１２－１２

物価高騰に見合う年金支給を求める請願

陳　述　書

請願にあたり、意見陳述のための貴重な時間を与えていただき感謝申し上げます。

２０２３年度の公的年金は６月支給分から１．９％の増額（６８歳以上）になりました。しかし、前年の物価変動率は２．５％増であり、０．６％も減額された改定でした。総務省の発表する物価変動率には生活必需品以外の価格変動も算入されており、年金生活者の生活実感とは大きな隔たりがあります。また、昨年の年金改定率決定時以降本格的な物価高騰が始まり、総務省発表によると、２０２３年１月の消費者物価指数は４．３％上昇、食料品７．３％、電気代２０．２％、ガス代２４．３％の増となっていました。さらに、その後１０月までに食品だけでも４万点以上の値上げになっていて、食料品の直近の指数は８．９％増（前年同月比）になっています。買い物のほとんどが生活必需品の私達年金生活者の実感は１０％以上です。年金額１．９％の増額では、異常な物価上昇には追いつきません。

この１年間で実質的に７．３％も減額された年金額の上に、昨年後期から続く物価高騰が追い打ちをかけ、さらに、医療費の窓口負担増、介護保険料の負担増も相まって、年金生活者の生活は悪化するばかりです。生きる糧としての食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な状況をもたらしています。

「高齢者は経済的に余裕がある」との見方もあります。が、多くの高齢者はこのイメージとはかけ離れた生活実態です。私は、１８歳の秋から５８歳で介護退職するまで、４０年間を切り目なく厚生年金をかけ続け、その後６０歳までは国民年金を納付してきました。厚生労働省のいわゆる標準モデルに近い私の年収は昨年度総額で２００万円に届きません。個人年金も退職年金もとっくに期限が切れ、収入は公的年金だけの生活です。日々の生活は出来るだけ節約に努め、食料品はスーパーの１０％引きの日のまとめ買いや特売品中心でのやり繰りです。それでも赤字の月が多くわずかな貯金を取り崩しての生活です。女性の単身高齢者の場合はもっと深刻です。高齢女性の現役時代は、今以上に男女の賃金格差が酷く、諸般の事情で公的年金への加入も長期間ではなかった人もあり、女性の年金生活者の８０％が月額１０万円以下、厚生年金受給者に限っても半数が月額１０万円未満です。私達年金者組合が裁判に訴えている「年金裁判」での大阪地裁の判決で女性の低年金が指摘されたほどです。

年金の実質減は「現役世代の負担軽減」といわれますが、現役世代も次々と受給者になります。決して充分でない年金水準を実質減額されることなく引き継がねばと考えています。また、「制度の持続性」がいわれますが、それは生存権を保障するものでなければ無意味だからです。

高齢者所帯では、支給される年金のほとんどが消費に回されます。年金の実質的な削減は高齢者の購買力を低下させています。それは、地域経済の冷え込みや循環型地域経済の衰退に直結します。そればかりでなく、住民税や介護保険料・国民保険料の納付額にも連動して、亀岡市財政の悪化を招きます。年金を物価高騰に見合った水準に戻すことで高齢者の消費支出が増え、ひいては地域経済の活性化、市財政の健全化につながります。

私達年金受給者は、今の「年金額改定ルール」を見直して、完全物価スライド制で「減らない年金」によって、若い世代から高齢者まで、老後を安心して暮らせる年金の実現を

めざしています。が、今回は、制度はそのままにしてでも、昨今の異常な物価高騰に見合う特別な措置を講じてもらいたい旨請願した次第です。

議員の皆様には、ぜひとも請願趣旨をお汲み取りいただき、ご賛同をお願い申し上げて、陳述を終わります。

全日本年金者組合亀岡支部
書記長　山本　武

請　　願　　書

紹介議員

福井　英昭

齊藤　一義

三上　　泉

件　　名
建設アスベスト被害の全面解決へ向けた意見書の提出に関する請願

請願の要旨
建設アスベスト被害の全面解決へ向けた意見書を国に提出いただくこと

請願の理由
建設業従事者のアスベスト被害に対して、2021年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下しました。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称:建設アスベスト給付金法)」が成立し、2022年1月から給付金制度が開始されました。

しかし、「史上最大の公害」ともいわれる建設アスベスト被害の最大の原因者である建材メーカーが同制度に拠出しておらず、また国の違法期間外に就労した建設従事者や、屋外工が補償されないなど、アスベスト被害の全面救済に向けては同制度の改正が必要です。

あわせて現在、問題視されているのは、2006年9月1日（アスベスト全面禁止）以前に建てられた既存の民間住宅の解体・改修工事です。アスベスト関連法（大気汚染防止法・石綿障害予防規則）が改正され、全ての解体・改修工事の施工前に、アスベスト含有建材を事前調査することとなりました。しかし、その調査・除去費用は建物所有者である亀岡市民か、請負業者が負担することになります。この負担を避けるために無届け、違法工事が横行する懸念もあり、早急な対策が必要です。

具体的には、国（国交省）の「住宅・建築物安全ストック形成事業」にある「住宅・建築物アスベスト改修事業」の大幅な拡充、一般住民が使えるレベル3までの調査・除去費用の助成制度の創設が求められます。また、多くの国民がアスベストの健康被害、アスベスト関連法改正、そして調査・除去費用の注文者や請負業者の負担を知りません。国民全体の課題と捉え、国民への周知を行うべきです。

以上のように、建設アスベスト被害者の救済、国民・建設従事者の健康被害防止といった観点から、貴市議会におかれましても、同内容の国への意見書の提出を求めるものです

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

令和5年 11月 27日

亀岡市議会議長　菱田　光紀様

請願者（代表）
住　　所　亀岡市宇津根町川ノ口6－2
氏　　名　全京都建築労働組合（京建労）亀岡支部
支部長　　田畑　浩　　㊞

建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書

2021年5月17日、最高裁判所は建設業従事者のアスベスト被害について、国の責任と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を言い渡した。

同判決等を踏まえ、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(建設アスベスト給付金法)が成立、2022年1月から国の拠出による建設アスベスト被害者に対する給付金制度が開始された。

しかし、給付金支給対象者は限定されており、アスベスト建材製造企業による補償のあり方も定められていない。

また、大気汚染防止法等のアスベスト関連法の改正により規制が強化され、2022年4月から一定規模以上の工事は事前調査結果の報告が必須となり、2023年10月からは有資格者による事前調査が義務付けられた。

しかし、このように規制を強化しても、それを逃れるために違法行為が行われると、国民や建設業従事者の健康被害も心配されることから、アスベストに関する監視・指導体制の強化についても、併せて求められているところである。

ついては、国においては、次のとおり対策を求める。

1　アスベストによる健康被害者の治癒や進行抑制に効果のある治療法の研究・開発を促進し、そのための安定的な予算を確保すること。
2　建設アスベスト給付金法附則第2条に基づき、アスベスト建材製造企業による補償も含め、被害者の救済制度の充実を図ること。
3　アスベストに関する被害者の治癒を最優先し、隙間ない救済を図るため、被害者等の実態を把握し、適切に給付金制度の見直しを図ること。
4　大気汚染防止法による建物解体などにおける飛散防止対策について、地方公共団体が監視体制及び適正処理等の指導体制を強化するための財政支援を行うこと。
5　「住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)」について、レベル1建材のみならず、レベル2・レベル3建材も対象にするなど、建築物の所有者等に対する調査・除去費用の補助制度を拡充すること。
6　アスベスト被害を国全体の課題と捉え、国民や事業者に対し、アスベストによる健康被害、アスベスト関連法の改正の周知徹底を図ることに加え、飛散防止対策の実施状況調査を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

環境市民厚生常任委員会資料

【市民生活部】

目　次

資料　１　・・・・・・・・・・・・・・・・・１

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

（保険医療課）

資料１

産前産後期間の国民健康保険料の免除について

【保険料減額のしくみ】

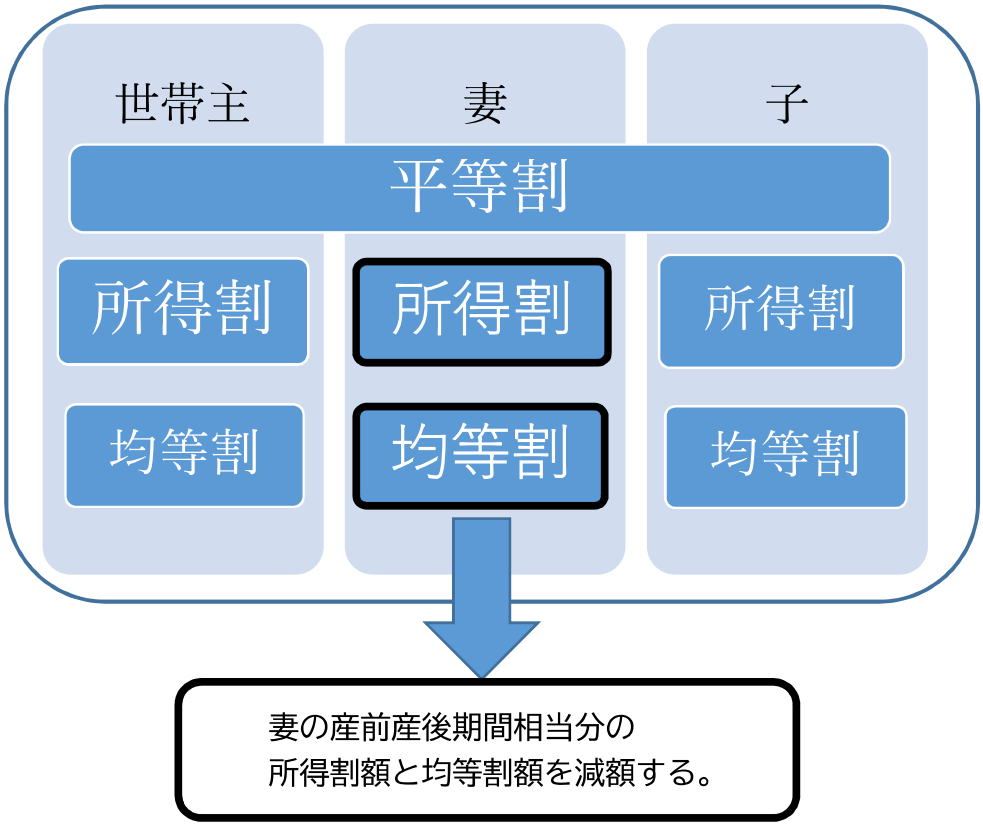

【減額月のイメージ】

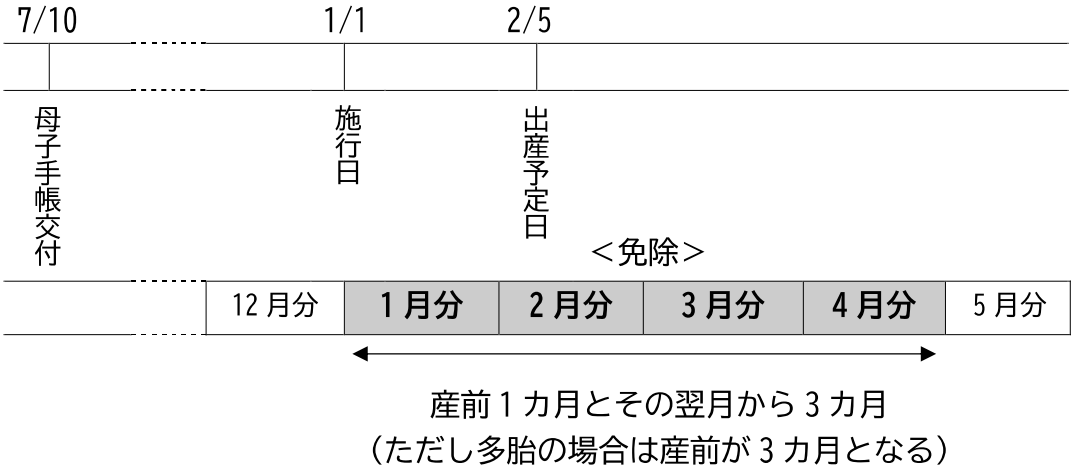

保発0720第４号
令和５年７月20日

都道府県知事
地方厚生(支)局長

厚生労働省保険局長
(公印省略)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政省令の公布について(通知)

今般、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和５年法律第31号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和５年政令第243号。以下「整備政令」いう。)及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和５年厚生労働省令第95号。以下「整備省令」という。)が本日付けで公布された。

整備政令及び整備省令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第１ 整備政令の概要

１ 国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「国保令」という。)の一部改正

⑴ 出産した被保険者等に係る国民健康保険料の免除措置に関する事項

ア 世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者(以下「出産被保険者」という。)がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとする。(第29条の７第５項第８号関係)

イ アに基づき減額する額は、出産被保険者の出産の予定日(厚生労働省令で定める

場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び被保険者均等割額とする。（第 29 条の７第５項第９号関係）

⑵ その他所要の改正を行う。

２ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号）の一部改正

⑴ 市町村の国民健康保険に関する特別会計への繰入金の算定方法等に関する事項

ア 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 72 条の３の３第１項の規定により毎年度市町村が繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、同法の規定により保険料を徴収する市町村にあっては（一）に掲げる額とし、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により国民健康保険税を課する市町村にあっては（二）に掲げる額とする。（第４条の５第１項関係）

㈠ 当該市町村が徴収する当該年度分の保険料について、当該市町村が１の⑴に定める基準に従い所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額（その額が現に当該年度分の国民健康保険法第 72 条の３の３第１項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該減額した額の総額）

㈡ 当該市町村が課する当該年度分の国民健康保険税について、当該市町村が地方税法第 703 条の５第３項に定める基準に従い所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額（その額が現に当該年度分の国民健康保険法第 72 条の３の３第１項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該減額した額の総額）

イ 国民健康保険法第 72 条の３の３第１項の規定による繰入れは、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計（同特別会計が事業勘定及び直営診療施設勘定に区分されているときは、同特別会計事業勘定）に繰り入れるものとする。（第４条の５第２項関係）

ウ 国民健康保険法第 72 条の３の３第１項の規定による繰入れについて国及び都道府県が行う負担は、当該繰入れが行われた年度において行うものとする。（第４条の５第３項関係）

⑵ その他所要の改正を行う。

３ 地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）の一部改正

⑴ 出産被保険者に係る国民健康保険税の免除措置について、１⑴に準じた改正を行う。

⑵ その他所要の改正を行う。

第２ 整備省令の概要

1　国民健康保険法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 53 号)の一部改正

整備政令による改正後の国保令第 29 条の７第５項第９号において厚生労働省令で定めることとしている場合は、以下のいずれかとする(第 32 条の 10 の２関係)。

ア　被保険者が出産した後に、国民健康保険料(税)の所得割額及び被保険者均等割額の減額を受けるための届出を行った場合

イ　被保険者が出産した後に、出産した被保険者の属する世帯の世帯主が、当該届出を行っていない場合であって、市町村が当該届出で届けられるべき事項を確認することができる場合

2　国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(昭和 38 年厚生省令第 10 号)の一部改正

改正法により、出産被保険者に係る国民健康保険料(税)の所得割額及び被保険者均等割額の減額相当額について、市町村が当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないこととされたことに伴い、以下の改正を行う。

ア　調整対象需要額及び市町村調整対象需要額の算定にあたって、保険給付費の支給並びに前期高齢者納付金及び介護納付金の納付に要した費用から控除することとされている公費負担額に、当該繰入額を加える(第４条関係)。

イ　国保令第 29 条の７の２第２項又は地方税法第 703 条の５の２第２項に規定する特例対象被保険者等の保険料(税)を減額する場合に交付される特別調整交付金の額の算定にあたって、賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料の総額を賦課期日における被保険者の総額で除して得た額(市町村の平均保険料)に保険料軽減制度の対象となる特例対象被保険者等の総数を乗じて得た額から控除することとされている公費負担額に、当該繰入額を加える(第６条関係)。

ウ　その他所要の規定の整備を行う。

3　国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令(昭和 47 年省令第 11 号)の一部改正

⑴ 改正法による改正後の国民健康保険法(以下「新国保法」という。)により、市町村が条例又は地方税法の規定に基づき出産被保険者に係る国民健康保険料(税)につき減額した額の相当額について、市町村が当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないこととされたことに伴い、出産被保険者に係る国民健康保険料(税)の所得割額及び被保険者均等割額の減額相当額の算定方法を定める。(第６条の５関係)

⑵ その他所要の規定の整備を行う。

4　国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令(平成 29 年厚生労働省令第 111 号)の一部改正

⑴ 市町村標準保険料率及び都道府県標準保険料率の算定において、新国保法第 72 条の

３の３第１項の規定による繰入金を、市町村標準算定基礎額及び都道府県標準算定基礎額の算定の基礎となる国民健康保険事業に要する費用のための収入に含めないこととする。（第 27 条第２項）

⑵ その他所要の規定の整備を行う。

第３ 施行期日等

１ 整備政令

⑴ 施行期日

整備政令は令和６年１月１日から施行する。（附則第１項）

⑵ 経過措置

第１の１⑴に掲げる事項は、令和５年度分の国民健康保険の保険料のうち令和６年１月以後の期間に係るもの及び令和６年度以後の年度分の当該保険料について適用し、令和５年度分の当該保険料のうち令和５年 12 月以前の期間に係るもの及び令和４年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。（附則第２項）

２ 整備省令

整備省令は、令和６年１月１日から施行する。（附則）

亀岡市立認定こども園条例及び亀岡市立保育所条例の一部を改正する等の条例の制定について（議案概要）

１　趣旨

多様化する保育ニーズに対応し、子どもの健やかな育ちを支援するため亀岡市立保育所及び幼稚園の設置に代えて、新たな亀岡市立認定こども園を設置することに伴い、関係条例を次のとおり改正します。

（１）亀岡市立認定こども園条例及び亀岡市立保育所条例の一部改正

ア　別院保育所を山の自然こども園別院に移行すること

○令和６年４月１日から、保育所型認定こども園へ移行

・園名　山の自然こども園別院　　・定員　４０人（１歳児～５歳児）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
現在と変更なし	0	6	6	9	9	10	40

イ　保津保育所を保津こども園に移行すること

○令和７年４月１日から、保育所型認定こども園へ移行

・園名　保津こども園　　・定員　９０人（０歳児～５歳児）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
現状①	0	6	6	12	13	13	50
こども園移行後②	6	12	12	20	20	20	90
②－①	6	6	6	8	7	7	40

ウ　亀岡市立幼稚園を亀岡こども園に移行すること

○令和７年４月１日から、幼保連携型認定こども園へ移行

・園名　亀岡こども園　　・定員　１０２人（満３歳児～５歳児）

	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
現状①	0	40	60	60	160
こども園移行後②	12	30	30	30	102
②－①	12	△10	△30	△30	△58

エ　認定こども園の運営に必要な事項を定めること

①一時保育事業を行うことができる規定の整備

認定こども園が行うことができる事業として、一時保育事業を加える。この規定に基づき、保津こども園で一時保育事業を行う。

②共同の調理室を設けることができる規定の整備

調理室を備えないこととした認定こども園に食事を提供する必要がある場合は、その認定こども園以外の認定こども園に共同の調理室を設けることができる規定を整備する。この規定に基づき、保津こども園新園舎内に、亀岡こども園分の給食を調理する共同の調理室を設ける。

（２）亀岡市立幼稚園条例の廃止

亀岡市立幼稚園の認定こども園移行に伴い、亀岡市立幼稚園条例を令和７年４月１日で廃止する。

２　施行日

時　　期	項　　目
令和６年４月１日	施行 （別院保育所のこども園移行）
令和７年４月１日	施行 （保津保育所及び市立幼稚園のこども園移行、一時保育事業の実施、共同の調理室の設置、亀岡市立幼稚園条例の廃止）

令和５年１２月１２日
環境市民厚生常任委員会

－ 提 出 資 料 －

資料１
第３期亀岡市地域福祉計画中間見直しについて
・・・（地域福祉課）

資料２
第７期亀岡市障がい福祉計画の策定について
・・・（障がい福祉課）

資料３
亀岡市いきいき長寿プランの策定について
・・・（高齢福祉課）

資料４
第２期亀岡市自殺対策計画の策定について
・・・（地域福祉課）

資料５
亀岡市低所得世帯支援給付金事業（物価高騰対応）について
・・・（地域福祉課）

健康福祉部

第３期亀岡市地域福祉計画
―　令和５年度中間見直し版（案）の概要　―

健康福祉部　地域福祉課

１　計画見直しの目的

亀岡市では、令和３年３月に「認めあい、支えあい、助け合えるずっと住みたい笑顔のまちづくり」を基本理念として、「第３期亀岡市地域福祉計画」を策定し、地域ネットワークの強化や相談窓口の充実等、地域福祉課題の解決に向けた取組を進めてきましたが、今年度は、策定から中間年を迎え、策定後の社会情勢・社会基盤等の変化や福祉行政に関する各種法令等の制定や改正に対応した福祉施策を推進していくため、「第３期亀岡市地域福祉計画」の中間見直しを実施します。

２　計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、社会福祉法第１０７条に定められた「市町村地域福祉計画」として策定するものであり、「第５次亀岡市総合計画」を上位計画とし、障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉等の各計画との整合性を図るとともに、地域を基盤として、各福祉分野を横断的につなぎ、共通する課題の解決を目指す計画として位置づけています。また、市民主体の地域福祉活動を実践するために社会福祉協議会が策定する「かめおか地域福祉活動計画」や福祉以外の分野における諸計画とも連携し、「地域共生社会」の実現に向けた取組として、地域福祉の推進を図ります。

なお、今回の見直しにあたり、令和６年度から本格実施する重層的支援体制整備事業の実施計画を盛り込むこととしています。

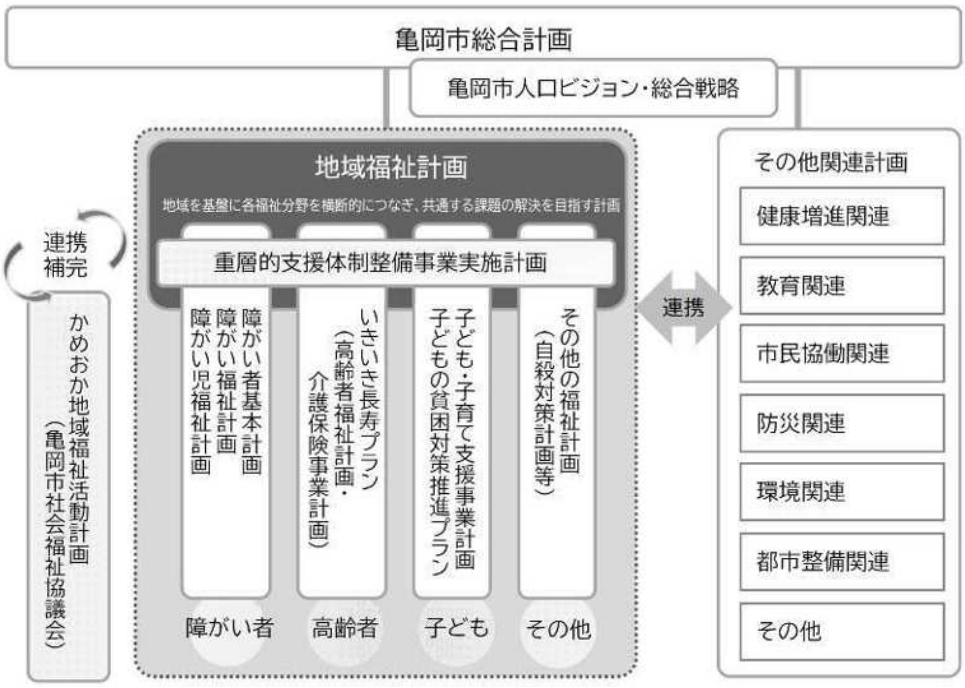

３　計画の期間

令和３年度から令和８年度までの６年間　※中間見直しにより１年間延長

４　計画策定方法

亀岡市地域福祉計画策定委員会の開催
民生委員児童委員・自治会役員へのアンケート調査の実施
各活動団体へのアンケート調査の実施
パブリックコメントの実施

５　計画の構成

第１章　計画見直しにあたって
第２章　本市を取り巻く環境
第３章　計画の基本的な考え方
第４章　プログラムの展開
第５章　重層的支援体制整備事業実施計画
第６章　計画の推進に向けて

６　基本理念

「認めあい、支えあい、助け合える　ずっと住みたい笑顔のまちづくり」
※中間見直しのため変更なし

７　計画の基本目標

基本目標１：誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり
基本目標２：つながりによる福祉の基盤づくり
基本目標３：地域課題を解決する支援体制づくり
※中間見直しのため変更なし

８　中間見直しにあたり重点的に取り組む事項

別紙「プログラムの体系」のとおり
※基本目標に変更はありませんが、施策展開として重点的に取り組む項目を表しています。

９　重層的支援体制整備事業実施計画　※今回新たに追加

（１）重層的支援体制整備事業実施計画とは

重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、社会福祉法第１０６条の５の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、当該事業の提供体制に関する事項を定める実施計画の策定が努力義務とされています。

社会福祉法第１０６条の３第１項に規定する「包括的支援体制の整備」については地域福祉計画に盛り込むこととされており、その具体的な手段の一つとして創設された当該事業の実施計画については、国が示す策定ガイドラインに基づき、実施に必要な具体的な事項に特化した内容を記載します。

（２）計画の期間

令和６年度から令和８年度までの３年間

※地域福祉計画に内包した形で策定していることから、以後は地域福祉計画と同じ６年間とします。

（３）計画策定の目的・意義

当該事業は、地域の支援関係者等の共通認識のもと、緊密な連携体制が構築されることによって機能するものであることから、策定のプロセスや手段等も踏まえ、実施計画の策定を行います。

（４）計画の概要

重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドラインに基づき、当該事業を適切かつ効果的に実施するための基本方針を記載すると共に、下記の必須の記載事項について盛り込みます。

① 相談支援機関、地域づくりに向けた支援事業の拠点等の設置箇所数、設置形態
② 参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチを通じた継続的支援事業の実施体制
③ 重層的支援会議の実施方法
④ 支援関係機関間の連携に関する事項

（５）計画の推進体制

かめおかモデルに基づき、福祉なんでも相談窓口を中核機関として、重層的支援会議等の実施によって、潜在的な課題の掘り起こしや各支援機関との役割調整、支援全体の把握を行っていきます。また、各福祉分野の専門的な知識を有する学識経験者等で構成するアドバイザリーチーム会議によって、事業に係る助言・提案・評価を行います。

１０　策定の経過と今後のスケジュール

○策定経過

７月～８月　民生委員児童委員・自治会役員への地域福祉アンケート実施
福祉活動団体への地域福祉アンケート実施

８月　庁内関係課への施策調査
第１回策定委員会作業部会開催
第１回策定委員会開催

９月　計画素案の作成

１０月　第２回策定委員会作業部会開催

１１月　庁内連携会議の開催
第２回策定委員会開催

○今後のスケジュール

１２月　パブリックコメント制度による意見募集（１２月２５日～）

１月下旬　パブリックコメント意見結果とりまとめ

２月上旬　第３回策定委員会作業部会開催

２月下旬　第３回策定委員会開催

３月末　第３期亀岡市地域福祉計画
令和５年度中間見直し報告書の策定

３ プログラムの体系

基本理念

認めあい、支えあい、助け合える　ずっと住みたい笑顔のまちづくり

基本目標

基本目標 １
誰もが安心して
暮らしていける
身近なコミュニティづくり

- (1)安心して暮らし続けられる環境づくり
- (2)日常生活を支える支援の充実
- (3)災害時の支えあいの仕組みづくり

基本目標 ２
つながりによる
福祉の基盤づくり

- (1)市民参加による地域福祉の推進
- (2)ボランティア・市民活動の推進
- (3)新たな担い手の育成

基本目標 ３
地域課題を解決する
支援体制づくり

- (1)包括的・重層的支援体制の推進
- (2)相談窓口機能の充実
- (3)権利擁護体制の充実

【★】は「重点的に取り組む項目」を表しています

施策展開

- ①見守り活動の活性化
  ②困りごとの早期発見【★】
  ③地域での居場所づくり
  ④多様な社会資源の発掘や把握【★】
  ⑤生きがいと社会参加の促進
- ①生活支援サービスの充実
  ②生活困窮者への支援
  ③生活環境の整備
  ④情報発信の強化【★】
- ①防災・減災意識の向上
  ②災害時における要支援者の避難支援体制の整備
- ①見守り・支えあいの体制の充実
  ②地域のサロン活動等による地域交流の促進
  ③社会福祉協議会による地域福祉の基盤強化
  ④民生委員・児童委員活動へのサポート体制の強化【★】
- ①地域福祉活動を行う活動団体への支援
  ②ボランティア活動の情報発信
  ③市民協働の促進
- ①生涯を通じて行う福祉教育の推進
  ②人権意識の醸成と地域福祉への理解促進
  ③多様な人材育成のための活動の充実【★】
  ④活躍できる場づくりと情報発信【★】
- ①各福祉団体や地域の住民組織との連携
  ②関係機関の連携強化と情報共有
  ③複雑で複合化した課題に対する支援【★】
  ④庁内連携体制の強化
- ①各分野の相談窓口の充実
  ②身近で分野にとらわれない相談窓口の充実【★】
- ①成年後見制度の利用促進
  ②金銭管理に関するサービスの啓発
  ③虐待防止の取組

各目標の変更点

【追加した項目】
(1)-②困りごとの早期発見
(1)-④多様な社会資源の発掘や把握
(2)-④情報発信の強化

【変更した項目】
(1)-④民生委員・児童委員活動へのサポート体制の強化
(2)-③多様な人材育成のための活動の充実
(2)-④活躍できる場づくりと情報発信

【変更した項目】
(1)包括的・重層的支援体制の推進
(1)-③複雑で複合化した課題に対する支援
(2)-②身近で分野にとらわれない相談窓口の充実

①包括的支援に向けた基本的な考え方

ア　世代や属性を超えた相談の受け止め

支援員の相談・支援のスキルアップを図ると共に、複雑・複合的な課題に対しては、各分野の支援者がチームとなって支援する体制を構築し、支援者の負担も軽減しながら、対象者が抱える課題だけでなく世帯全体の課題の把握を行います。

イ　課題の早期発見と多機関が連携する支援の仕組み

課題を抱えながらも相談支援に繋がらない人を早期に発見するため、相談窓口に関わらずあらゆる市民との接点をアウトリーチの場と捉え、気になる人の段階でアプローチを行います。また、中核機関である「福祉なんでも相談窓口」が中心となって、支援機関間の情報共有や連携しやすい仕組みを構築し、課題を抱える対象者やその世帯を中心として、分野を超えた支援の調整を図ります。

ウ　信頼関係を構築し、継続的な社会とのつながりをつくる支援

対象者やその世帯が地域で孤立することなく自立して生活していくためには、信頼関係の構築と継続的な社会とのつながりを形成していくことが大切です。しかし社会とのつながり方はそれぞれの状況や抱える課題により多様であり、様々な社会資源を把握しながら、社会とつながり続けられる参加支援を行います。

エ　多様で豊かな地域づくり

地域の中の潜在的な課題への早期発見やライフステージの変化に応じて必要なときに必要な支援に繋げることができる緩やかな地域の見守りなど、地域住民や団体が互いに気にかけあう関係性を構築することで、多様で豊かな地域づくりを支援します。

②亀岡市の支援体系図

包括的支援体制の考え方に基づき、対象者に寄り添った伴走的支援の実現のため、本事業の支援体系図は次のとおりとします。

◆亀岡市重層的支援体制整備事業 【かめおかモデル】

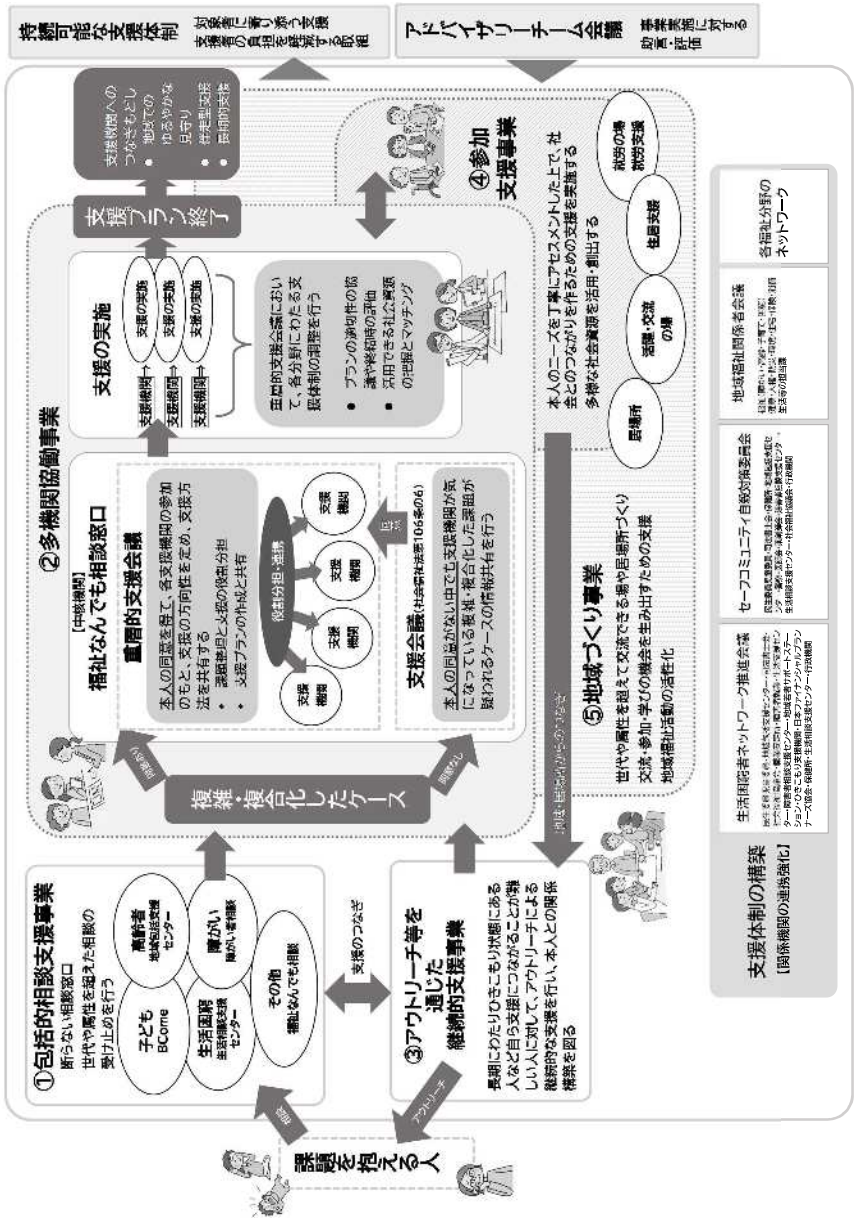

第７期亀岡市障がい福祉計画

― 策定の概要 ―

健康福祉部　障がい福祉課

１　計画の概要及び策定主旨

（１）計画の概要

ア　定める内容

上位計画である「第４期亀岡市障がい者基本計画（計画期間：令和３年度～令和８年度）」に定めている７つの基本方針に含まれる一部の個別の施策、国の法令である障害者総合支援法に基づき給付することと定められている障害福祉サービス、及び児童福祉法に基づき給付することと定められている障害児通所支援等の障がい児支援に係るサービスの給付数量を定めた事業実行計画である。

イ　計画の目的

給付数量指標を定めることにより、国の基本方針に即した障害福祉サービス等の提供体制の確保及びサービスの円滑な提供を行うため。

ウ　策定の理由

現行の「第６期亀岡市障がい福祉計画」の期間満了に伴い、その後継計画として「第７期亀岡市障がい福祉計画」を策定する。

（２）策定根拠

本計画は、障害者総合支援法第８８条に規定する「市町村障害福祉計画」並びに児童福祉法第３３条の２０に規定する「市町村障害児福祉計画」に該当する計画であり、両計画を児童福祉法第３３条の２０第６項の規定により一体策定するものである。

２　計画の位置付け

「第５次亀岡市総合計画」及び「第３期亀岡市地域福祉計画」を上位計画とし、これらの上位計画に掲げる障がい者福祉施策を推進するための分野別計画として策定されている「第４期亀岡市障がい者基本計画」中の一部分野について数値目標等を定める実施計画として位置付けられるものである。

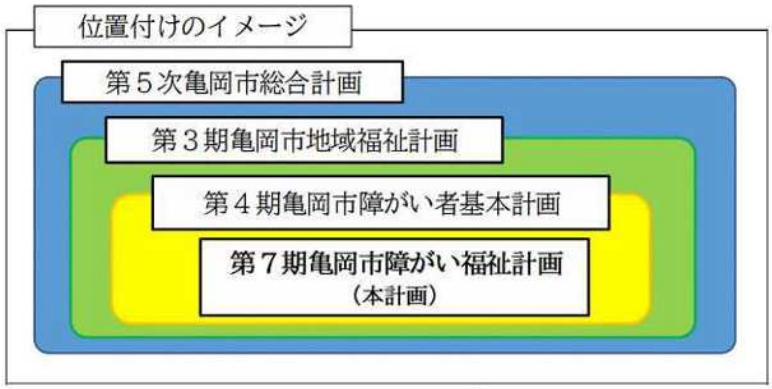

３　計画の期間

令和６年度から令和８年度までの３年間
（２０２４年４月１日から２０２７年３月３１日）
＊計画期間は、厚生労働省の基本指針により３年度間を１期とすることが定められている。

４　計画策定の経過と今後のスケジュール

令和５年

６月	第１回亀岡市障害者施策推進協議会の開催
１０月	策定基準及び方針等の通知受理
１２月１２日	環境市民厚生常任委員会　策定計画概要説明

今後のスケジュール

１２月１５日	第２回亀岡市障害者施策推進協議会の開催
１２月下旬	パブリックコメントによる計画案への市民意見募集 （令和６年１月上旬まで）

令和６年

２月下旬	第３回亀岡市障害者施策推進協議会（予定）
３月上旬	亀岡市障害者施策推進協議会より亀岡市へ計画の提言
３月下旬	計画策定

「第７期亀岡市障がい福祉計画」（案）の概要

１　基本理念

（１）障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
（２）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
（３）施設入所・入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
（４）地域共生社会の実現に向けた取組
（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

２　計画の視点

（１）重度化・高齢化に対応した地域生活の支援
（２）地域共生社会の実現に向けた取組・仕組み
（３）常時の看護や介護を必要とする重度障がいのある児童（重症心身障がい児・医療的ケア児）への支援

３　計画策定の基盤整備方針

（１）必要な訪問系サービスの保障
（２）希望する日中活動系サービスの保障
（３）グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
（４）福祉施設から一般就労への移行等の推進
（５）相談支援体制の充実と強化
（６）障がい児支援体制の整備

４　成果目標

（１）施設入所者の地域生活への移行【継続】

施設入所を必要とする人が多いため、ニーズに応じて地域生活へ移行するための支援に努める。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア．保健・医療・福祉関係者による協議の場の充実【継続】

南丹圏域２市１町（亀岡市、南丹市、京丹波町）の状況を鑑みながら、重層的な連携による支援体制の構築について、検証、検討する

イ．精神病床における一年以上長期入院患者数【継続】

地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備するとともに、ニーズに応じて地域生活へ移行するための支援に努める。

ウ．精神病床における早期退院率【継続】

精神科病院への入院者について、地域生活への移行促進に努める。

（３）地域生活支援拠点等の整備【継続・新規】

・南丹圏域２市１町（亀岡市、南丹市、京丹波町）で地域生活支援拠点を整備・運用するとともに、支援の実績等を踏まえて、年１回以上運用状況を検証、検討します。
・南丹圏域２市１町（亀岡市、南丹市、京丹波町）において強度行動障がいを有する者に関して、ニーズを把握し、支援体制の整備を検討する。

（４）福祉施設から一般就労への移行及び定着【継続・新規】

就労について重要な課題として位置づけ、目標達成に向け、引き続き支援に努めます。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等【継続】

・障がい児支援については、重要な課題として位置づけ、目標達成に向け、引き続き支援に努める。

・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について市内に１か所を設置しているが、令和８年度末までに支援に必要な設置数を検討する。

・医療的ケア児の支援については、令和２年度に圏域で協議の場を設置し、引き続き関係機関等と今後の具体的な支援について検討する。

（６）相談支援体制の充実・強化等【継続・新規】

障がいのある人が生涯にわたり利用できる、より総合的・専門的な相談支援を実施する機関として設置した基幹相談支援センターの運用状況を年１回以上検証・検討することで、相談支援体制の充実・強化を図る。

（７）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制の構築【継続】

・障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進する観点から都道府県が実施する研修に積極的な参加を促すよう支援に務める。

・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、市内の事業所を中心に共有できる体制の設置について、検証、検討する。

（８）発達障がい者等に対する支援【継続】

発達障がい児者及びその家族に対し、現行のペアレントトレーニング等による支援を継続するとともに、支援体制の構築について検討する。

５　サービス見込量（一部抜粋）

〈障がい者等を対象としたサービス〉　　**月平均実利用人数（単位：人）**

サービス名	令和５年度見込み	令和６年度	令和７年度	令和８年度
訪問系サービスの計	150	159	167	176
生活介護	270	293	296	299
自立訓練（機能訓練）	1	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	6	9	10	10
就労移行支援	11	13	14	15
就労継続支援Ａ型	53	66	68	70
就労継続支援Ｂ型	273	231	255	281
就労定着支援	5	6	6	6
療養介護	18	20	21	22
短期入所	49	57	60	63

共同生活援助(重度向け)	104	97(10)	100(10)	103(20)
施設入所支援	83	83	82	81

〈相談支援〉 **年間実利用人数（単位：人）**

サービス名	令和５年度見込み	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画相談支援	610	613	631	649
地域移行支援	0	1	1	1
地域定着支援	0	1	1	1
障害児相談支援	550	584	619	656

〈障がい児を対象としたサービス〉 **月平均実利用人数（単位：人）**

サービス名	令和５年度見込み	令和６年度	令和７年度	令和８年度
児童発達支援	112	115	127	140
放課後等デイサービス	386	439	499	567
保育所等訪問支援	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	0	1	1	1
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	2	2	2	2

〈地域生活支援事業〉

‘①、④は年間あたり利用件数　②、③は年間あたり派遣件数
⑤、⑥、⑦、⑨は年間あたり実人数　⑧は年間あたり利用回数

サービス名	令和５年度見込み	令和６年度	令和７年度	令和８年度
①　成年後見制度利用支援事業	6	7	7	7
②　手話通訳者・要約筆記派遣事業	640	698	713	728
③　手話通訳者設置事業	4	5	5	5
④　日常生活用具給付の計	2,362	2,398	2,438	2,478
⑤　手話奉仕員養成研修事業	51	51	52	53
⑥　移動支援事業	80	90	93	96
⑦　地域活動支援センター	49	49	51	53
⑧　訪問入浴サービス事業	34	53	53	53
⑨　日中一時支援事業	61	70	80	90

※計画中、定量化された成果目標のみを抜粋しています。

亀岡市いきいき長寿プラン
―素案の概要―

健康福祉部　高齢福祉課

１　計画策定の趣旨

国では、令和７（2025）年にいわゆる団塊の世代（昭和 22 年から昭和 24 年生まれ）全員が 75 歳以上の後期高齢者となり、その後高齢者人口は令和 22（2040）年に向け増加すると予想しています。

今後、高齢化の進展と社会を支える現役世代の減少は、介護を支える担い手確保の重要性を高めます。

そのため、本市においても、介護保険制度の持続可能性を維持し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、本市の実情に合わせた地域包括ケアシステムの深化・推進及び業務効率化の取組の強化が求められます。

本市では、こうした状況を踏まえ、これまで地域包括ケアシステムを深化・推進させるとともに、地域住民一人ひとりが社会保障の各制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、多様な方法で社会とつながり参画することで、生きがいや役割を持ち、相互に助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現を目指し本計画を策定します。

２　いきいき長寿プラン　とは

「亀岡市いきいき長寿プラン　亀岡市高齢者福祉計画・第９期亀岡市介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）は、前回の第８期計画での取組をさらに進め、令和 22（2040）年を見据えた地域共生社会の実現に向け、高齢者数や介護サービスなどのニーズを中長期的に見据えつつ、今後３年間の高齢者の福祉や介護保険事業についての指針となる計画として策定します。

根拠法　『老人福祉法第 20 条の 8』及び『介護保険法第 117 条』

計　画　「亀岡市高齢者福祉計画」(法律上は、「老人福祉計画」)
「第9期亀岡市介護保険事業計画」

- ○ 介護保険事業計画は３年ごと
- ○ 計画は第1期介護保険事業計画（平成 12 年度）から数えて、9回目（第9期計画）
- ○ 「第5次亀岡市総合計画」を上位計画とし、関係計画の内容を踏まえ策定

3 関連計画との関係図

4. 計画素案の概要

(1) 計画期間

令和6年度から令和8年度
（2024 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日）

(2) 計画策定方法

ア 高齢者実態把握の実施（令和4年度）

イ 亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会の開催

ウ パブリックコメントの実施
（令和5年 12 月 20 日から令和6年1月 12 日（予定））

（3） 目指す高齢社会像と基本理念、第9期計画の基本方針

ア 目指す高齢社会像

○ 本市「高齢者福祉計画」及び「第9期計画」では「第5次亀岡市総合計画」に基づき、高齢者一人ひとりが、生きがいや役割を持ち、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるまちを目指す。

○ まちに住む高齢者の多くが「自分は健康である（主観的健康感）」と感じることを目指し、今後、高齢化が進展しても主観的健康感の水準を維持する。

○ 期間中に団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年を迎える。今後令和 22（2040）年に高齢者人口がピークを迎えることを見据え、高齢者だけでなく地域の誰もが、生活における楽しみや生きがいを見出し、お互いに助け合いながら生きていく「地域共生社会」の実現につなげる。

イ 基本理念 **住んでよかった亀岡、高齢になっても楽しい亀岡**
（前期計画を踏襲）

ウ 基本方針 **地域包括ケアシステムの深化・推進**

エ 基本目標

1） 地域包括ケアシステムの強化
2） 住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくり
3） 高齢者の安全・安心な暮らしを支える体制づくり
4） 介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備

（4） 計画の構成及び各章の概要

第1章 計画策定にあたって
計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画の期間、計画策定の方法、第9期計画策定のポイント、計画の進捗管理
第2章 亀岡市の高齢者を取り巻く状況
人口・世帯数、要支援・要介護認定者数、給付の状況、日常生活圏域の状況、高齢者像、亀岡市の課題
第3章 基本理念と施策の体系
亀岡市が目指す高齢社会像、第9期計画の基本方針、施策体系
第4章 施策の展開
基本目標1 地域包括ケアシステムの強化
基本目標2 住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくり
基本目標3 高齢者の安全・安心な暮らしを支える体制づくり
基本目標4 介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備
第5章 介護保険サービスの見込みと介護保険料
介護保険サービスの充実（整備計画）、介護保険サービス料の見込み、第 1 号被保険者保険料の算定
第6章 計画のロジックモデル及び基本施策の数値目標
ロジックモデル、基本施策における数値目標
資料編

（5） 計画策定に向けた今後のスケジュールについて（経過含む）

令和4年度　　高齢者実態把握調査の実施

令和5年　7月 31 日　**第1回　亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会**
10 月 31 日　**第2回　亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会**

12 月 12 日　環境市民厚生常任委員会　プラン（素案）概要説明

12 月 20 日　パブリックコメントの実施
（令和5年 12 月 20 日から令和6年1月 12 日予定）

令和6年　2月　　**第3回　亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会**

環境市民厚生常任委員会にパブリックコメントの結果報告
計画案（介護保険サービス等）説明

3月　　介護保険料の改定について　条例提案

参考

介護保険法第 116 条の規定に基づき、国から「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）」が示されました。

当計画は、基本指針で一層の充実が求められている下記の事項に基づき、前（第 8 期）計画を踏襲・一部改正し策定しました。

基本指針とは

○ 介護保険法において、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めることとされている。

○ 都道府県及び市町村は、基本指針に則して、３年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。

第 9 期基本指針のポイント

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）の交付

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和５年法律第 31 号。以下「改正法」という。）」が令和５年５月 12 日に成立し、同月 19 日に公布された。

改正法は、介護保険関係では①介護情報基盤の整備、②介護サービス事業者の財務状況等の見える化、③介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務、④看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化、⑤地域包括支援センターの体制整備等を主な内容としており、今後、令和６年４月の施行に向け、必要な政省令の改正などの施行準備を順次進めていくこととしている。

✓ **改正の趣旨**

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

１．こども・子育て支援の拡充【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

① 出産育児一時金の支給額を引き上げる（※）とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。

（※）42 万円→50 万円に令和５年４月から引き上げ（政令）、出産費用の見える化を行う。

② 産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。

※資料：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和５年（2023 年）７月 31 日）

２．高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し【健保法、高確法】

① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。
② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。
健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。

３．医療保険制度の基盤強化等【健保法、船保法、国保法、高確法等】

① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入する。
また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。
② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（６年）し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。
③ 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。

４．医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等】

① かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。
② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
③ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。
④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。
⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長(令和５年９月末→令和８年 12 月末)等を行う。

※資料：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和５年（2023 年）７月 31 日）

第 9 期基本指針のポイント

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）における介護保険関係の主な改正事項

Ⅰ．　介護情報基盤の整備

○　介護保険者が被保険者に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを推進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
- 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする
  ※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。

Ⅱ．介護サービス事業者の財務状況等の見える化

- 各事務所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け
  ※職種別の給与（給料・賞与）は任意事項
- 国が当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

Ⅲ．介護サービス事業所等における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取引を推進

- 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設　など

Ⅳ．看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

○　看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める

- 看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化　など

Ⅴ．地域包括支援センターの体制整備等

○　地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備

- 要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とする　など

※資料：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和５年（2023 年）7 月 31 日）

いきいき長寿プラン第9期（令和6年度～8年度）で基本指針のポイントとしている事項

ア　介護サービス基盤の計画的な整備

（1） 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

○中長期的な地域人口動態や介護ニーズの見込み等を考慮し、施設・サービス種別について既存施設・事業所のあり方も含め検討し、実情に応じた介護サービス基盤を確保

○医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、必要なサービスを効率的かつ効果的に提供できる体制の確保、医療・介護の連携強化

○中長期的なサービス需要を見込み、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

（2） 在宅サービスの充実

○居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

○居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要

○居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

イ　地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けた取組

（1） 地域共生社会の実現

○地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進

○地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待

○認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

（2） デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

（3） 保険者機能の強化

○給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

ウ　地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

○介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施

○都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用

○介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

※資料：社会保障審議会介護保険部会（第 107 回）（令和5（2023）年7月 10 日）

（2）亀岡市の現状から見える課題

〇少子高齢化、地域共生社会の実現、地域包括ケアシステムの深化・推進

全国的な少子高齢化とそれに伴う地域共生社会の実現という流れは、亀岡市においても同様であり、今後ますます何らかの問題を抱える高齢者は増加・多様化し、質的にも量的にも様々な支援が必要となります。その一方で現役世代は減少するため、従来の「支える側」「支えられる側」という関係を超えた支援体制を構築することが目指されています。また、要介護３～５では約３人に１人が訪問診療を利用しているなど、医療・介護の複合的なニーズを持つ高齢者が増加しており、医療・介護連携の必要性が高まっています。介護サービスを医療提供体制と一体的に整備していくことが重要であり、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自分らしく生活できる仕組みづくりとして、引き続き「地域包括ケアシステム」を推進する必要があります。

〇高齢者の介護予防や健康づくり、生きがいづくり

亀岡市の高齢者は、年齢が上がるにつれて、運動器の機能低下や閉じこもり傾向、認知機能の低下といった要介護状態となり得る様々なリスクの該当割合が高まるものの、「自分は健康である」と感じている人が多くいます。また、生活機能評価では、低栄養、口腔機能の低下、うつのリスクを除く全てのリスク判定で、前回調査から該当者の割合が減少しています。今後も多くの高齢者が「自分は健康である」と感じられるよう、介護予防をはじめ健康づくりに関する取組を引き続き充実させる必要があります。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「自分は幸せである」という主観的幸福感が高い人は４割程度、地域の会や趣味のグループへの参加意向を持つ人は６割程度いました。また、参加意向を持つ人が健康や生きがいを高めるための様々な活動につながるよう、通いの場の把握や居場所づくりを推進し、既存の取組や地域資源の効果的な活用や連携を図る必要があります。

幸福感と主観的健康感の関係について、「とても不幸」を除くと、主観的健康感は幸福感が高いほど健康状態がよい方が多くなっています。「自分は健康である」と感じる人を増やしていくためには精神的健康を高めることも重要です。

〇介護保険サービスの充実・介護人材の確保

介護保険事業についてみると、要介護度が高いほど介護保険サービスの利用が多くなっており、要介護３～５の方でも家族の介護を受けている方が多いことから、現状として、要介護状態であっても介護サービスの利用をはじめ、家族等の介護者に支えられ生活していることがうかがえます。

高齢者のみの世帯の増加や、85 歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれるなかで、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まっています。必要な介護サービス需要が変化・多様化することが想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、必要なサービスが過不足なく提供できる体制を維持する必要があります。そのためには、介護給付適正化をはじめ、介護支援専門員等の質の向上、業務の効率化などを着実に推進することが求められます。特に、介護人材の確保や介護現場における生産性の向上については、働きやすい職場環境の整備や、課題に応じた介護ロボット・ICTの活用なども含めた検討が必要です。

〇認知症施策の充実

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、自身や家族に認知症状があると回答した人でも、半数近くが認知症に関する相談窓口を知らないという結果になっており、幅広い世代への認知症に関する情報提供と、認知症への理解を深めるための正しい知識の普及啓発に継続することが重要です。

在宅介護実態調査では、在宅介護を継続する上で介護者が不安に感じる介護として「認知症状への対応」が多く、認知症の人やその家族等が地域で安心して生活できる支援体制の整備・充実が必要です。

基本目標１．　地域包括ケアシステムの強化

令和 22（2040）年を見据えた地域共生社会の実現に向け、今後ますます複雑化・複合化する地域住民のニーズに対応するため、地域づくりに向けた支援を一体的かつ重層的に支援する「重層的支援体制」の構築を検討しながら、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ります。

地域ケア会議の充実や地域包括支援センターの機能強化（業務負担軽減と質の確保）、元気高齢者の参入などによる生活支援サービスの充実、在宅医療・介護の連携の推進、認知症施策推進大綱に基づく認知症の「予防」と「共生」を実現できる社会基盤の整備を推進します。

地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として捉え、多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実を推進します。

基本目標２．　住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくり

健康でいきいきといつまでも暮らしていくためには、年齢にとらわれることなく、生きがいや役割を持ち、自分らしい姿で暮らし、地域の人々と助け合い支え合うことが重要です。

高齢者が生きがいを感じ、社会を支える一員として活躍できるよう、高齢者の活動支援や就労支援、健康づくりの推進、地域活動・地域交流の支援、生活空間のバリアフリー化や地域居住のための支援を含めた地域環境の整備とともに、総合事業の充実、介護予防の取組を推進します。

基本目標３．　高齢者の安全・安心な暮らしを支える体制づくり

生活面に困難を抱える高齢者等への支援と住まいや生活環境の取組を一体的に進めるなど、高齢者にとって生活機能が低下した場合にも、安全・安心で優しい居住環境の整備を推進します。

高齢者の権利擁護の促進として、高齢者虐待防止法に基づき、関係部署・機関等との連携体制強化を図ります。

また、高齢者への防犯や交通安全に対する普及啓発や災害時の支援体制の整備を図ります。

さらに、高齢者を地域で支える仕組みができるよう、ボランティア活動の推進や市民団体の育成支援に取り組んでいきます。

基本目標４．　介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備

介護保険を必要とする人に過不足ない介護保険サービスが提供されるよう、事業者、専門職が連携して支援できる体制整備を推進します。

また、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保と医療・介護の連携を強化します。

介護保険の適正な利用に向けた普及啓発を行うとともに、適切な介護サービスが提供できるよう、介護人材の確保や質の向上、業務の効率化に努めます。ケアプランチェックや請求内容の点検などを実施し、介護給付の適正化を推進します。

また、介護予防の基本理念や保険者としての方針について、事業者、専門職などに対して周知するとともに、介護者に対して介護知識・技術の習得支援や介護者同士の交流の機会などを提供し、介護に疲弊してしまうことを防ぎます。

介護職員の負担軽減、専門性を生かしながら働き続けられる環境づくりや、医療・介護を担う人材が互いに連携しながら、いきいきと働いている姿を発信することにより、介護人材の確保・育成を図ります。

さらに、高齢者が災害や感染症の脅威に直面した場合にも安全を確保できるよう、関係機関と連携し対策を進め、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の徹底を推進します。

「第２期亀岡市自殺対策計画」
―　計画案の概要　―

健康福祉部　地域福祉課

１．計画策定の目的

国においては、平成２８年に改正された「自殺対策基本法」及び平成３０年に策定された自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」に基づき、政府による自殺対策が推進されていますが、依然として全国では年間２万人をこえる人が自殺で亡くなっている現状があり、また令和２年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大が自殺の要因となり得る様々な課題を悪化させたことなどにより、自殺者の総数が１１年ぶりに前年を上回っており、さらなる対策に取り組まなければならない状況です。こうした中、国においては令和４年に「自殺総合対策大綱」の改正がされ、コロナ禍の影響も踏まえた取り組みの指針が示されました。

本市では、平成２３年に「セーフコミュニティかめおか自殺対策委員会」を設置し、平成３１年３月には「亀岡市自殺対策計画」を策定して「誰もが自分らしく支え合えるまち」づくりの実現に向け、様々な取り組みを実施してきました。

今回、計画策定から５年が経過することや国が改正した「自殺総合対策大綱」の内容を踏まえ、本市における自殺対策の現状と課題を検証し、今後の自殺対策を更に推進していくため、「第２期亀岡市自殺対策計画」を策定します。

２．計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法（平成１８年法律第８５号）第１３条第２項に基づき、本市の状況に応じた自殺対策を進めるための方向性や目標を定めるもので、「第５次亀岡市総合計画」及び「第３期亀岡市地域福祉計画」との整合性を図り、「京都府自殺対策推進計画」並びに地域の実情を勘案して策定するものです。

３．計画期間

本計画の期間は、令和６年度から令和１０年度までの５年間とします。

４．計画策定方法

・セーフコミュニティかめおか自殺対策委員会の開催

・自殺対策委員会 計画検討ワーキンググループの開催

・パブリックコメントの実施

５．計画の構成

第１章　計画策定の概要
第２章　亀岡市における自殺の現状
第３章　前回計画の検証と課題
第４章　自殺対策の基本的な考え方
第５章　自殺対策の基本施策と重点施策
第６章　自殺対策の推進体制等
第７章　セーフコミュニティかめおか自殺対策委員会における取り組み

６．基本理念

「誰もが自分らしく　支え合えるまち　を目指して」
※前回計画の基本理念を踏襲

７．計画の目標

国の自殺総合対策大綱において、当面の目標として「令和８年までに自殺死亡率を平成２７年と比べて３０％以上減少させること」とされています。

亀岡市における自殺死亡率は、平成３０年まで年々減少しておりましたが、令和元年以降、増加傾向にあることから、「令和８年までに平成２７年と比べて３０％以上減少させ、それ以降も更に減少させること」を目標とします。

６．計画策定のポイント

※【別紙１】のとおり

７．策定の経過と今後のスケジュール

（１） 策定経過

７月　・自殺対策ワーキング会議①の開催
　　計画骨子・策定スケジュールの検討
　・ＳＣかめおか自殺対策委員会①の開催
　　計画骨子・策定スケジュールの検討
９月　・自殺対策ワーキング会議②の開催
　　計画素案の検討
１０月　・ＳＣかめおか自殺対策委員会②の開催
　　計画素案の検討
１１月　・自殺対策ワーキング会議③の開催
　　計画案の検討

（２） 今後のスケジュール

１２月　　ＳＣかめおか自殺対策委員会③の開催

１２月下旬から１月中旬

パブリックコメント制度による意見募集

１月下旬　パブリックコメント意見結果取りまとめ

１月　　自殺対策ワーキング会議④の開催

２月　　ＳＣかめおか自殺対策委員会④の開催

３月　　「第２期亀岡市自殺対策計画」の策定

１．施策の体系図

国は、「地域自殺対策政策パッケージ」※において、全国的に実施すべきことが望ましいとされている項目を５つの基本施策として示しています。

本市においては、国が示す基本施策に基づき、本市における自殺の課題を整理した上で、６つの基本施策に整理するとともに、本市の自殺の特徴を踏まえ、５つの重点施策を設け、体系的に取り組みます。

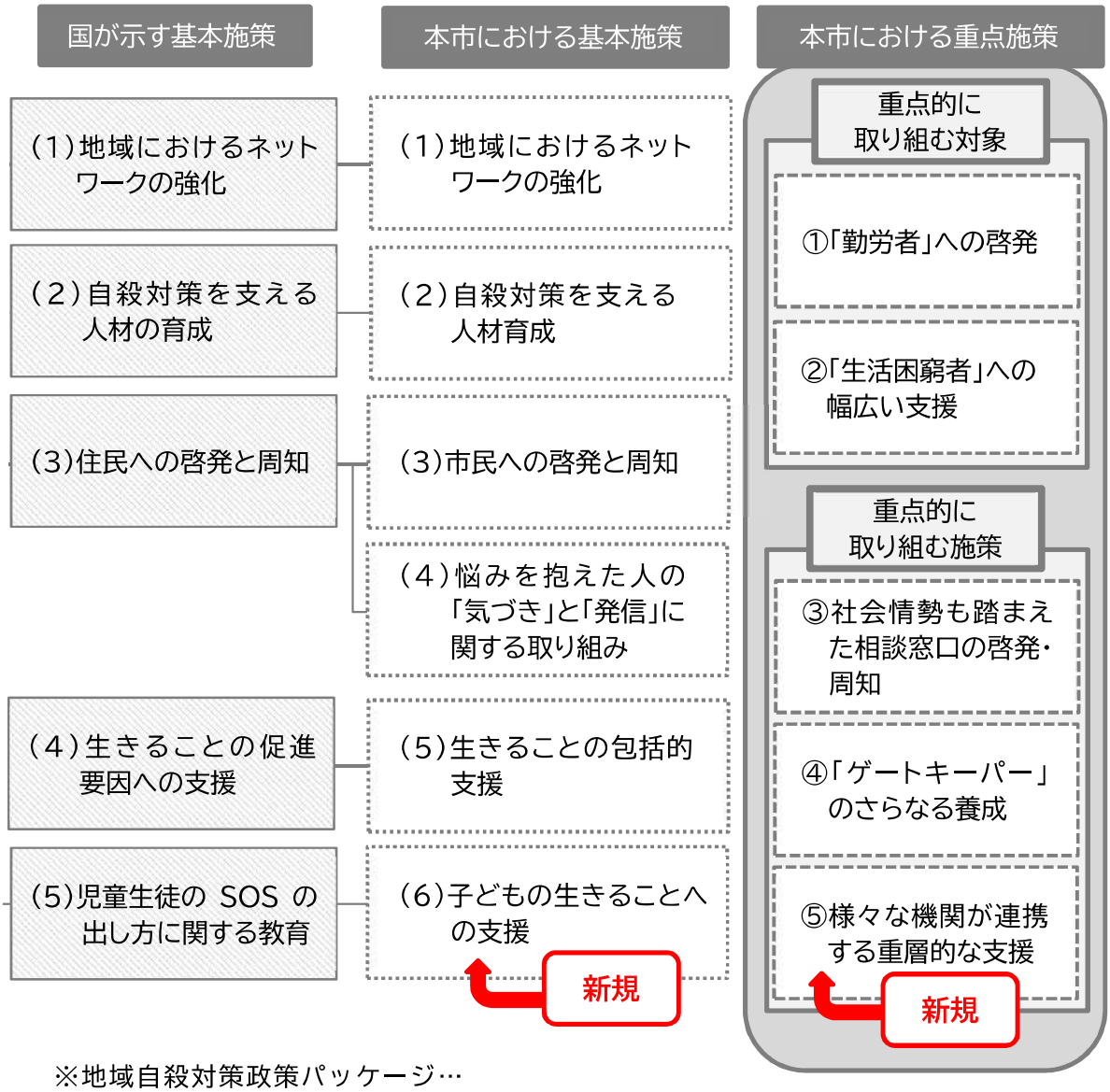

※地域自殺対策政策パッケージ…
全国的に実施されることが望ましい施策群である「基本パッケージ」と自殺総合対策大綱に基づき地域において「優先的な課題」に対する施策について詳しく提示した「重点パッケージ」から構成されており、都道府県及び市区町村が地域自殺対策計画を策定するために、自殺総合対策推進センターが作成しているもの。

２．亀岡市における自殺対策の課題のまとめと次に向けてのポイント

本市では「勤労者」「主婦」「若者」の自殺が多い傾向にあり、地域自殺実態プロファイルにおいても重点パッケージとして「子ども・若者」「勤務・経営」「無職者・失業者」「生活困窮者」が推奨されています。

以上のことから、亀岡市が取り組むべき課題として次の５点が挙げられます。

１．「勤労者」への啓発

本市の自殺者の中でも**勤労者が最も多い状況です。特に同居人がいる人の割合が高いにも関わらず、自殺に追い込まれる事例が多くなっています。**その原因としては、職場における対人関係や長時間労働によるストレスなどの悩みを抱えつつも、「どこに相談したらよいかわからない」、「企業のメンタルヘルスへの関心の薄さ」などが考えられます。加えて、**若い世代から心の健康に関する啓発を行うとともに、相談窓口に関する情報提供を充実させていくことも長期的な視点から重要なこと**です。

また、家族や職場などの周囲の人が「悩みを抱える人」に気付くことが出来なかったことも原因の一つとして考えられます。そのため、**勤労者本人だけでなく、その周囲の人に対しての啓発も重要な課題となっています。**

２．「生活困窮者」への幅広い支援

地域自殺実態プロファイルによると、本市では自殺者の特性上位に無職者が挙げられており、その背景として失業や生活苦、借金などをはじめとする「生活困窮」が挙げられています。また、自殺に至るプロセスにおいても、**コロナ禍の影響も含め、様々な問題から経済的に行き詰まり自殺に追い込まれる事例が多く、生活困窮者への対応が依然として課題です。**加えて、生活困窮者が少しでも支援機関につながるよう、啓発を行っていくことが必要です。

３．社会情勢も踏まえた相談窓口の啓発・周知

心の悩みを抱えながらも相談支援につながらない、どこに相談したらよいかわからないといった人に相談窓口を伝えていくことが課題となっています。そのため、より多くの人に啓発・周知を行い、自らの悩みへの「気づき」と「発信」につなげることが課題となっています。

特に、女性においてはコロナ禍を背景とした孤立、家庭内の不和、家庭内での暴力や

虐待、失業などによる自殺、子どもでは人とのコミュニケーションの機会の減少や友人関係の希薄化、孤立などにより、自身の悩みを誰にも相談できず自殺に至るケースが考えられます。このように**自殺の要因は様々であり、社会情勢にも大きく左右されることから、その時々の情勢に沿った啓発の方法や内容、ターゲット層の選定を行っていく必要があります。**また、自死により家族等を亡くした遺族への相談支援も重要であり、そうした自死遺族への啓発を行っていく必要もあります。

４．「ゲートキーパー」のさらなる養成

自ら相談したり、ＳＯＳを発信したりすることが困難な人もいることから、**周囲の人が悩みを抱える人に気づくことが重要**です。そのためには、メンタルヘルスへの関心を高め、**ハイリスクになる前に支援につなげるためにも、ゲートキーパーの養成に取り組むことが必要**です。また、専門的な支援ができる人材の必要性も高まっています。

５．様々な機関が連携する重層的な支援

悩みを抱える人は、精神的な課題の背景に生活困窮や家庭問題、健康問題など複雑で多岐にわたっており、**一つの相談機関で解決することは困難なことがあります。**そのため、これらの相談を受け止め、**様々な関係機関と連携して取り組む重層的な支援が必要です。**

資料５

健康福祉部地域福祉課　令和５年１２月１２日　環境市民厚生常任委員会資料

亀岡市低所得世帯支援給付金事業（物価高騰対応）について

１　事業目的

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を大きく受けた低所得世帯の負担を軽減するために、１世帯当たり７万円の現金を給付するものです。

２　事業期間

令和６年１月頃から令和６年３月頃まで（予定）　＊繰越の可能性あり

３　支給対象者

住民税非課税世帯　＊基準日：令和５年１２月１日

世帯全員の令和５年度分の住民税均等割が非課税である世帯

＊住民税均等割が課税されている人の扶養親族等のみで構成される世帯は除く

４　給付額

７０，０００円/世帯　　＊支給世帯数は、１０，４００世帯程度の見込み

５　給付方法

過去に実施した類似の給付金と同じ口座または指定する口座に振込み

６　予算措置

予算額　　７５４，０００，０００円

内　事業費　７２８，０００，０００円　←10,400 世帯×70,000 円

事務費　　２６，０００，０００円　←業務委託料、振込手数料、郵送料等

（事業費・事務費とも補助率１０／１０）

７　スケジュール（予定）

プッシュ型（課税情報等により対象世帯を特定）

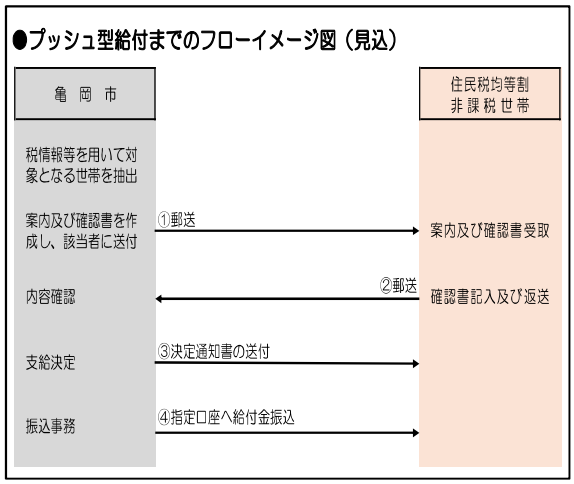

①市民への手続き書類の郵送

令和６年１**月下旬開始**

②手続き書類受付開始日

（市民から市への確認書返送）

令和６年２月１日

③支給決定通知の送付

令和６年２月以降順次

④給付金口座振り込み

令和６年２月～４月毎木曜日

＊前回給付金（３万円）の給付を受けた世帯で、基準日まで世帯の変更がない場合などは、手続き不要の支給のお知らせを送付します。

８　広報関係

ア　広報かめおか

受付開始時期に合わせて記事を掲載し、制度を周知します。

イ　ホームページ

ホームページでは、できるだけ早期に事業実施のお知らせを掲載するとともに、準備ができ次第、制度についての周知及び申請様式等を掲載します。